

表 2 水銀排出施設一覧（大気汚染防止法施行規則別表第 3 の 3）

水銀排出対象施設	項 番号	水銀排出施設の名称	対 象 規 模
小型石炭混焼ボイラー (注 1)	1	施行令別表第 1 の項に掲げるボイラー（項番号 2 を除く。）	<ul style="list-style-type: none"> ・伝熱面積が 10m²以上 ・又はバーナー燃焼能力が重油換算で 50L/時以上のもの。
石炭専焼ボイラー 大型石炭混焼ボイラー	2	施行令別表第 1 の項に掲げるボイラー	
非鉄金属（鉛，亜鉛，銅及び工業金）製造に用いられる精錬及び焙焼の工程	3	施行令別表第 1 の 3～5 及び 14 の項に掲げる銅又は金の一次精錬施設	<ul style="list-style-type: none"> ・原料処理能力が 1t/時以上のもの。（銅，金の一次精錬） ・火格子面積が 1m²以上であるか，羽口面断面積が 0.5m²以上であるか，バーナー燃焼能力が重油換算で 50L/時以上であるか，変圧器定格容量 200kVA 以上のもの。（鉛，亜鉛の一次精錬） ・原料処理能力が 0.5t/時以上であるか，火格子面積が 0.5m²以上であるか，羽口面断面積が 0.2m²以上であるか，バーナー燃焼能力が重油換算 20L/時以上のもの。（銅，鉛，亜鉛の二次精錬） ・燃焼能力が 10L/時以上であるか，変圧器定格容量 40kVA 以上のもの。（鉛の二次精錬） ・原料処理能力が 0.5t/時以上のもの。（亜鉛の回収）
	4	施行令別表第 1 の 3～5 及び 14 の項に掲げる鉛又は亜鉛の一次精錬施設	
	5	<ul style="list-style-type: none"> ・施行令別表第 1 の 3～5 及び 14 の項に掲げる銅，鉛又は亜鉛の一次精錬施設 ・施行令別表第 1 の 24 の項に掲げる溶解炉のうち，鉛の二次精錬施設 ・ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第 1 の 3 の項に掲げる施設 	
	6	施行令別表第 1 の 3～5 の項までに掲げる金の 2 次精錬施設	
セメントクリンカーの製造設備	7	施行令別表第 1 の 9 の項に掲げる焼成炉のうち，セメント製造の用に供するもの	火格子面積が 1 m ² 以上であるか，バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 50L/時以上であるか，又は変圧器の定格容量が 200kVA 以上であるもの。
廃棄物の焼却設備	8	<ul style="list-style-type: none"> ・令別表第 1 の 13 の項に掲げる廃棄物焼却炉 ・廃棄物処理法第 8 条第 1 項に規定するごみ処理施設 ・廃棄物処理法施行令第 7 条第 3 号，第 5 号，第 8 号，第 10 号，第 11 の 2 号，第 12 号，第 13 の 2 号に掲げる施設 	火格子面積が 2m ² 以上であるか，又は焼却能力が 200kg/時以上のもの。
	9	水銀回収義務付け産業廃棄物（注 2）又は水銀含有再生資源（注 3）からの水銀の回収の用に供する施設	

（注 1）バーナーの燃焼能力が 10 万 L/時未満のもの

（注 2）水銀回収義務付け産業廃棄物は，廃棄物処理法施行令で規定されている。

（注 3）水銀含有再生資源は，水銀による環境の汚染の防止に関する法律で規定されている。